

山梨県公報

第五百七十二号

令和七年

六月十九日

木曜日

目次

告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三二三

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三二四

○国土調査の成果の認証……………三二四

○公共測量の実施(三件)……………三二四

○都市計画の決定図書の縦覧……………三二五

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三二五

教育委員会

○庁中処務細則の一部を改正する訓令……………三二五

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………三二〇

○山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………三二〇

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………三二四

告示

山梨県告示第百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

山梨県都留市朝日馬場字水沼及び字小出沢の区域内の土地のうち、次の一点から三十一地点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

水沼		番号	座標
一点	北緯三五度三三分三九秒三一〇 東經一三八度五七分三八秒三八八		
二点	北緯三五度三三分三九秒六八四二 東經一三八度五七分三八秒〇八一九		
三点	北緯三五度三三分四〇秒七〇一〇 東經一三八度五七分三七秒八三二三		
四点	北緯三五度三三分四一秒〇九二九 東經一三八度五七分三七秒九五三九		
五点	北緯三五度三三分四一秒五二三三 東經一三八度五七分三九秒六一二二		
六点	北緯三五度三三分四三秒〇一七六 東經一三八度五七分四二秒七〇六六		
七点	北緯三五度三三分四三秒三〇四六 東經一三八度五七分四三秒四五三〇		
八点	北緯三五度三三分四三秒〇八二七 東經一三八度五七分四三秒六三一二		
九点	北緯三五度三三分四一秒八九三三 東經一三八度五七分四三秒八八〇二		
十点	北緯三五度三三分四一秒六三六三 東經一三八度五七分四三秒八四三六		
十一点	北緯三五度三三分四一秒六三二一 東經一三八度五七分四三秒七四五九		
十二点	北緯三五度三三分四一秒五九九一 東經一三八度五七分四三秒一七四三		
十三点	北緯三五度三三分四一秒五五一二 東經一三八度五七分四二秒三四一四		
十四点	北緯三五度三三分四一秒五四一五 東經一三八度五七分四二秒一七三二		
十五点	北緯三五度三三分四一秒五三〇四 東經一三八度五七分四一秒九七九五		
十六点	北緯三五度三三分四一秒三四〇八		

十七点	東経一三八度五七分四一秒四九三七 北緯三五度三三分四一秒一二九七
十八点	東経一三八度五七分四一秒五一九三 北緯三五度三三分四〇秒八六四一
十九点	東経一三八度五七分四〇秒五五七二 北緯三五度三三分四〇秒五六七七
二十点	東経一三八度五七分四〇秒〇〇七一 北緯三五度三三分四〇秒二一五三
二十一点	東経一三八度五七分三九秒六〇七三 北緯三五度三三分三九秒六五五〇 東経一三八度五七分三八秒七一〇五

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年六月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹 東京都中央区銀座八丁目十三番一号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ山梨正徳寺店 山梨県山梨市正徳寺字若宮千二百八十七番一 外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政治 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁
変更後	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政治 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目

目一番二十一号

一番二十一号 外一者

- 3 変更の年月日 令和四年二月十七日
三 届出年月日 令和七年六月四日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十月二十日まで

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年六月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字相又の一部
- 五 認証年月日 令和七年六月十二日

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により西桂町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和七年六月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 西桂町地内（山地部を除く）
- 三 測量の期間 令和七年六月十日から令和七年十二月二十二日まで

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和七年六月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 富士吉田市全域
- 三 測量の期間 令和七年六月六日から令和七年十二月二十三日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）
- 二 測量の地域 北杜市、韮崎市の一部
- 三 測量の期間 令和七年六月十日から令和七年十月三十日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画ごみ処理施設
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町藤笠字八乙女三千百三十三番、三千百三十四番、三千百三十五番、三千百三十六番一、三千百三十七番一、三千百三十八番、三千百三十九番一、三千百四十六番一、三千百四十七番一、三千百四十九番、三千百五十番一、三千百五十番二、三千百五十一番及び三千三百三十一番一並びに水及び道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市上町千二百六番地 株式会社木エランド 代表取締役 鈴木太洋

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

庁中処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十九日

山梨県教育委員会

教 育 長 萩 野 智 夫

庁中処務細則の一部を改正する訓令

庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第四章中第四十四条の前に次の一条を加える。

（勤務時間等の申告）

第四十三条の二 庁員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第十六号様式の八）を提出しなければならない。

第四十六条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め

る。

第十六号様式の七の次に次の様式を加える。

第16号様式の8 (第43条の2関係)

簿 申 等 間 割 務 兼 勤

(所属)	(職)	(氏名)

(第 1 面)

單位期間開始日	年 月 日
單位期間終了日	年 月 日
單位期間	週間

決定者 の印	割振り日	本人印	申告日
	年月日		年月日
	年月日		年月日
			変更

申告（変更の申告）						割振り（変更の割振り）						備考
週休日・休日	年月日	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	
			～時分	～時分	時間分	時間分		～時分	～時分	時間分	時間分	
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分	時間分		～時分	～時分	時間分	時間分	
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分	時間分		～時分	～時分	時間分	時間分	
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		
			～時分	～時分	時間分			～時分	～時分	時間分		

(注)1 「週休日・休日」欄には、勤務時間条例第3条第1項本文に該当する日に「週休日」を、同条例第9条に該当する日に「休日」をそれぞれ記入する。

2 「割り振らない日・特例対象日」欄には、勤務時間条例第3条第3項中「勤務時間を割り振らない日」に該当する日に「割り振らない日」を、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の3第1項第2号中「特例対象日」に該当する日に「特例対象日」をそれぞれ記入する。

申告（変更の申告）							割振り（変更の割振り）					備考
週休日・休日	年月日	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	
			時 分	時 分	分	時間 分		時 分	時 分	分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	時 分	時間 分	時間 分	
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		
			～ 時 分	時 分	時間 分			～ 時 分	時 分	時間 分		

（第二面）

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分		
合計		時間 分					時間 分					

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十九日

山梨県教育委員会

教 育 長 荻 野 智 夫

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）職員」を「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第二項本文の規定により割り振る山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第三項の規定により割り振る職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定により割り振る一日の勤務時間が六時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

第三条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所

県 立 図 書 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十九日

山梨県教育委員会

教 育 長 荻 野 智 夫

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号及び第六条の二第二号中「並びに週休日」を「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日」に改める。

第三十二条の前に次の一条を加える。

（勤務時間等の申告）

第三十一条の二 所員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第十五号様式の二）を提出しなければならない。

第四十条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第15号様式の2 (第31条の2関係)

簿申等振割時勤務兼

(所属)

(職)

(氏名)

(第 1 面)

單位期間開始日	年 月 日
單位期間終了日	年 月 日
單位期間	週間

	申告日	本人印	割振り日	決裁 の印
	年月日		年月日	
変更	年月日		年月日	

申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考	
年月日	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数		小計
週休日・休日											
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	～ 時 分	時間 分	時間 分	
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分	時間 分		～ 時 分	～ 時 分	時間 分	時間 分	
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		
		～ 時 分	～ 時 分	時間 分			～ 時 分	～ 時 分	時間 分		

(注)1 「週休日・休日」欄には、勤務時間条例第3条第1項本文に該当する日に「週休日」を、同条例第9条に該当する日に「休日」をそれぞれ記入する。

2 「割り振らない日・特例対象日」欄には、勤務時間条例第3条第3項中「勤務時間を割り振らない日」に該当する日に「割り振らない日」を、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の3第1項第2号中「特例対象日」に該当する日に「特例対象日」をそれぞれ記入する。

週休日・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	割り振らない日・特例対象日	始業時刻・終業時刻	休憩時間	勤務時間数	小計	
			時時分分	時時分分	時間分	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～	時間分		時時分分	時時分分	時間分	時間分	
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		
			～	時時分分	～			～	時時分分	～		
			時時分分	時時分分	時間分			時時分分	時時分分	時間分		

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
合計		時間 分					時間 分					

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十九日

山梨県教育委員会

教 育 長 荻 野 智 夫

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号、第五条第二号及び第七条第二号中「並びに週休日」を「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。